

森林吸収源対策等の推進について

平成28年3月18日

総務省自治財政局調整課課長補佐 石川 英寛

気候変動に関する国際枠組み(枠組条約、京都議定書、パリ協定)

国連気候変動枠組条約

外務省作成資料抜粋
「気候変動交渉と日本の取組」
(平成28年1月18日)

- 目的:大気中の温室効果ガス(CO₂、メタンなど)の濃度安定化。
- 1992年5月に作成、1994年3月に発効。締約国数:195か国・機関
- 先進国・途上国の取扱いを区別(「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」)
 - ✓ 附属書I国=温室効果ガス削減目標に言及のある国(先進国及び市場経済移行国)。
(注:削減義務そのものはない。)
 - ✓ 非附属書I国=温室効果ガス削減目標に言及のない途上国。
 - ✓ 附属書II国=非附属書I国による条約上の義務履行のため資金協力を行う義務のある国(先進国)。

附属書I国の義務を強化
(ベルリンマニフェスト)

京都議定書(2020年までの枠組み)

- 排出削減義務
 - ✓ 附属書I国に対し、温室効果ガス排出を1990年比で2008年から5年間で一定数値削減することを義務付け(附属書B)。非附属書I国(途上国)には削減義務を課さず。
 - ✓ 第一約束期間(2008~2012年):日本-6%、米国-7%、EU-8%
 - ✓ 第二約束期間(2013~2020年):EU-20%、日本は参加せず。
- 1997年12月に京都で作成、2005年2月に発効。締約国数:192か国・機関。
- 米国は、署名はしたものの未締結。(カナダは2012年12月に脱退。)

パリ協定(2020年以降の枠組み)

- 2015年12月のCOP21において、史上初めて、すべての国が参加する枠組みとして、「パリ協定」が採択。

地球温暖化の防止に向けた森林吸収源対策の必要性

- 地球温暖化防止対策は、①二酸化炭素の排出抑制、②森林による二酸化炭素の吸収・固定の2つが車の両輪。
- 森林吸収量の算入対象となる森林は、1990年以降に人為活動(「新規植林」、「再植林」、「森林経営」)が行われている森林。
- 国土の2/3が既に森林で覆われているわが国では、主として「森林経営」により森林吸収量の目標を達成する必要。

■ 森林吸収源対策の位置づけ

≪ 京都議定書第1約束期間(2008~2012年) ≫

国全体の温室効果ガス削減目標値 6%

森林吸収量の目標値 約3.8%(約4,770万t-CO₂)

- ※ いずれも第1約束期間の期間平均の目標値
- ※ 1990年度総排出量比

≪ 京都議定書第2約束期間(2013~2020年) ≫

国全体の温室効果ガス削減目標値 3.8%

森林吸収量の目標値 約2.7%以上(約3,800万t-CO₂)

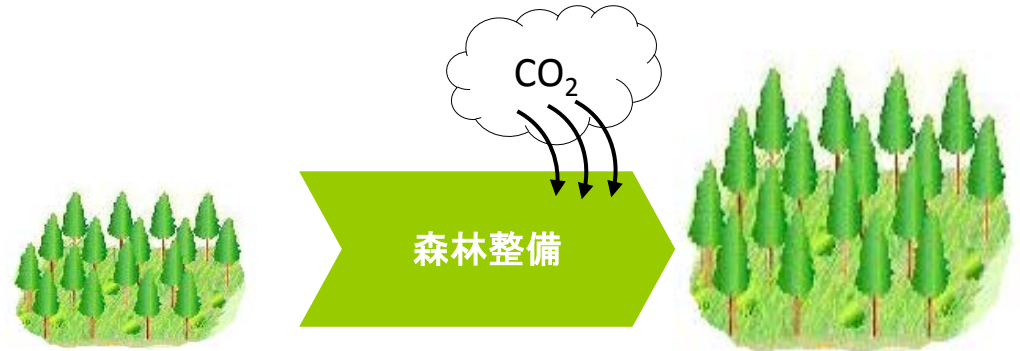
- ※ いずれも2020年度における目標値
- ※ 2005年度総排出量比

我が国の地球温暖化防止対策は、
森林による吸収に大きく依存。

■ 間伐等による森林吸収量の確保

- 1990年以降に人為活動(「新規植林」※1、「再植林」※1、「森林経営」※2)が行われている森林において吸収されたCO₂全てを吸収量としてカウント。(国際ルール上、森林経営による森林吸収量の上限は、2013~2020年の期間平均で1990年のCO₂排出量の3.5%)

- ※1: 1990年時点で森林でなかった土地に植林
- ※2: 1990年以降に行った間伐等の森林整備



- 第2約束期間より新設されたルールにより、伐採木材製品(HWP)の利用について、炭素固定機能を評価。(伐採後の木材も、住宅資材などとして使用されている間は炭素を蓄積・固定しており、焼却等により廃棄された時点で排出に計上)

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保の経緯

年度	税制改正等	政府の動き等
平成16年度	<p>【17年度大綱: 検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。」（以後毎年度「検討事項」に記述。） 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の発効を見込み、環境省が環境税（地球温暖化対策税）の創設を要望。（以後継続して要望。）
平成23年度	<p>【24年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油石炭税（国税）に地球温暖化対策のための税率の特例措置（いわゆる「地球温暖化対策のための税」）の創設を決定。 →24年10月から段階的に実施 <p>※税収の用途はCO2排出抑制対策に限定され、森林吸収源対策及びCO2排出抑制対策を含む地方財源の確保は検討事項にとどまる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国町村会等から「石油石炭税の上乗せ分の一部譲与」について要望。（以後継続して要望。）
平成24年度	<p>【25年度大綱: 検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。」 	<ul style="list-style-type: none"> 税制抜本改革法に「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」と規定。
平成25年度	<p>【26年度大綱: 検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。」 <p>→ 自民党政調会長の下に「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討PT」設置。（26年3月設置、6月中間とりまとめ、12月中間とりまとめ改訂。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境大臣が、2020年度に2005年度比3.8%減の削減目標を表明。
平成26年度	<p>【27年度大綱: 検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に留意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。」 	
平成27年度		<ul style="list-style-type: none"> 日本の約束草案を国連事務局へ提出。約束草案では、2030年度に2013年度比26%減の削減目標。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例（上乘せ）について

- 課税主体：国
- 納税義務者：原油等を採取する者及び原油等を保税地域から引き取る者
※「原油等」とは、原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭をいう。
- 税収の用途：エネルギー起源CO₂排出抑制対策

税率（段階的引上げ）

	原油・石油製品 [1kl当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]
24年度(10月1日～)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

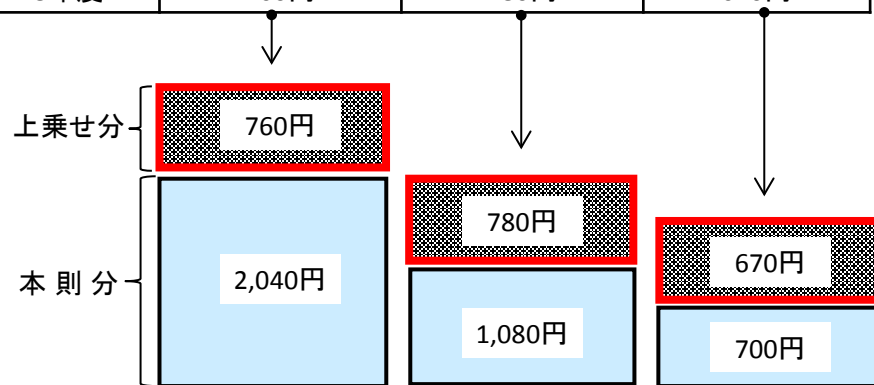
税収

税収 [上乘せ分]
約390億円
約1,700億円
約2,600億円

租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)(抄)

(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例)

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、(略)石油石炭税の税額は、石油石炭税法第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。(以下略)



エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)における地方公共団体向け補助事業

	平成27年度当初予算額(国庫補助額)	地方負担額
経済産業省所管分	1.0億円	0.01億円
環境省所管分	364.1億円	188.0億円
計	365.1億円	188.0億円

森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況(平成27年4月1日現在)

- 地方団体では、課税自主権を活用し、森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税を行っている。都道府県では35団体が実施。市町村では1団体(横浜市)が実施。 ※ 京都府及び大阪府が28年度から実施予定。
- 対象税目・税率・使途等については、地方団体が、住民の理解を得ながら、それぞれ独自に決定している。
 [税目] 個人県民税及び法人県民税
 [税率] 個人均等割：年額 300円～1,200円を上乗せ(36団体)、所得割に0.025%を上乗せ(1団体)
 法人均等割：年額 500円～270,000円を上乗せ(35団体)
- 税込規模：315.4億円(平成26年度決算額)

都道府県名	個人県民税		法人県民税		税込合計
	税率(超過分)	税込(超過分)	税率(超過分)	税込(超過分)	
岩手県	1,000円	6.3億円	2,000円～80,000円	1.5億円	7.8億円
宮城県	1,200円	12.8億円	2,000円～80,000円	3.5億円	16.3億円
秋田県	800円	3.6億円	1,600円～64,000円	0.9億円	4.5億円
山形県	1,000円	5.4億円	2,000円～80,000円	1.2億円	6.6億円
福島県	1,000円	9.1億円	2,000円～80,000円	2.1億円	11.2億円
茨城県	1,000円	14.4億円	2,000円～80,000円	2.8億円	17.2億円
栃木県	700円	6.8億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.4億円
群馬県	700円	10.4億円	1,400円～56,000円	1.0億円	11.4億円
神奈川県	300円	13.6億円	—	—	38.5億円
	0.025%(所得割)	24.9億円	—	—	
富山県	500円	2.8億円	1,000円～80,000円	0.9億円	3.7億円
石川県	500円	2.8億円	1,000円～40,000円	0.9億円	3.7億円
山梨県	500円	2.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	2.7億円
長野県	500円	5.4億円	1,000円～40,000円	1.3億円	6.7億円
岐阜県	1,000円	10.0億円	2,000円～80,000円	2.0億円	12.0億円
静岡県	400円	7.9億円	1,000円～40,000円	1.9億円	9.8億円
愛知県	500円	18.5億円	1,000円～40,000円	3.8億円	22.3億円
三重県	1,000円	7.8億円	2,000円～80,000円	0.4億円	8.2億円
滋賀県	800円	5.4億円	2,200円～88,000円	1.6億円	7.0億円
兵庫県	800円	20.0億円	2,000円～80,000円	4.4億円	24.4億円

都道府県名	個人県民税		法人県民税		税込合計
	税率(超過分)	税込(超過分)	税率(超過分)	税込(超過分)	
奈良県	500円	3.1億円	1,000円～40,000円	0.5億円	3.6億円
和歌山県	500円	2.2億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.7億円
鳥取県	500円	1.4億円	1,000円～40,000円	0.4億円	1.8億円
島根県	500円	1.7億円	1,000円～40,000円	0.4億円	2.1億円
岡山県	500円	4.5億円	1,000円～40,000円	1.1億円	5.6億円
広島県	500円	6.4億円	1,000円～40,000円	1.8億円	8.2億円
山口県	500円	3.3億円	1,000円～40,000円	0.7億円	4.0億円
愛媛県	700円	4.3億円	1,400円～56,000円	1.1億円	5.4億円
高知県	500円	1.7億円	一律 500円	0.1億円	1.8億円
福岡県	500円	10.9億円	1,000円～40,000円	2.7億円	13.6億円
佐賀県	500円	1.9億円	1,000円～40,000円	0.4億円	2.3億円
長崎県	500円	3.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.7億円
熊本県	500円	4.0億円	1,000円～40,000円	0.9億円	4.9億円
大分県	500円	2.5億円	1,000円～40,000円	0.7億円	3.2億円
宮崎県	500円	2.6億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.2億円
鹿児島県	500円	3.6億円	1,000円～40,000円	0.8億円	4.4億円
横浜市	900円	16.4億円	4,500円～270,000円	6.1億円	22.5億円
計	—	263.6億円	—	51.8億円	315.4億円

標準税率 (H27)
 個人県民税 均等割：年額1,500円、所得割：4%
 法人県民税 均等割：資本金等の額に応じ、20,000円～800,000円
 個人市民税 均等割：年額3,500円、所得割：6%
 法人市民税 均等割：資本金等の額に応じ、50,000円～3,000,000円
 ※個人県民税及び個人市民税については、復興財源確保のため、標準税率を各500円引き上げている。

地方の地球温暖化対策に関する財源確保に係る地方団体の意見

○ 地方六団体：平成28年度予算概算要求等について（平成27年10月）

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分について、使途を森林吸収源対策にも拡大し、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保する等、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

○ 全国知事会：平成28年度税財政等に関する提案（平成27年11月）

今後の税制改正論議を通じて、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乗せ分の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべきである。

○ 全国市長会：平成28年度都市税制改正に関する意見（平成27年8月）

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割等を踏まえ、その一部を地方へ譲与すること。

○ 全国町村会：平成28年度税制改正に関する要望（平成27年11月）

- ア 石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。
- イ 石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。
- ウ 森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるため、「全国森林環境税」を創設すること。

○ 全国森林環境税創設促進連盟 } 全国森林環境税の創設に関する意見（平成27年11月） 全国森林環境税創設促進議員連盟 }

1. 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。
2. 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、平成28年度が最後の引き上げとなる「石油石炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築すること。

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

7 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

平成28年度地方財政計画のポイント（抜粋）

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・ 一般財源総額について、平成27年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額については、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制

<u>一般財源総額</u>	61.7兆円(+0.1兆円、前年度61.5兆円)
<u>一般財源総額(水準超経費除き)</u>	60.2兆円(+0.1兆円、同60.2兆円)
・ 地方税	38.7兆円(+1.2兆円、前年度37.5兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.6兆円(▲0.2兆円、同2.8兆円)
・ 地方交付税	16.7兆円(▲0.1兆円、同16.8兆円)
・ 臨時財政対策債	3.8兆円(▲0.7兆円、同4.5兆円)

(2) 重点課題対応分の創設等

- ・ 地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費を重点課題対応分として地方財政計画の歳出に計上

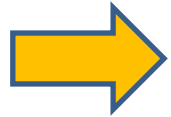
<u>重点課題対応分</u>	0.25兆円
・ 自治体情報システム構造改革推進事業	0.15兆円
・ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進	0.05兆円
・ <u>森林吸収源対策等の推進</u>	0.05兆円

- ・ まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円を確保
- ・ 公共施設等の老朽化対策のための経費を充実(+0.15兆円)

森林吸収源対策等の推進(平成28年度地方財政計画)

背景

- 我が国は2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを国際約束しており、目標達成のためには、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠
- また、平成27年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択
- 平成28年度税制改正大綱において、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとされた



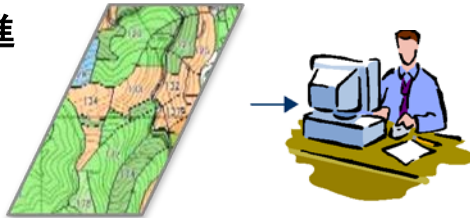
今後市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に必要なとなる地域の主体的な取組が求められる

森林吸収源対策等の推進

平成28年度事業費 500億円

(1) 林地台帳の整備の推進

- ・ 森林整備に必要な基礎情報を林地台帳として整備



- ### (2) 森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進



(3) 林業の担い手対策

- ・ 新規に就業しようとする若者等に対する研修、定住促進
- ・ 就業者へのキャリアアップ研修や福利厚生充実 など



(4) 間伐等により生産された木材の活用

- ・ 公共施設への木材利用
- ・ 木質バイオマスエネルギーへの活用の推進 など

